

議第18号

草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年4月25日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて  
 次の者を、草津市障害児就学指導委員会委員に委嘱および任命することにつき、草津市教育  
 委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本  
 委員会の議決を求める。

記

区 分	委嘱（任命）する者	備考
学識経験を有する者	畑 憲一	大津市ことばの教室指導員OB
	宮島 智子	草津市医師会（医師）
	服部 政憲	草津市医師会（医師）
	吉川 民子	臨床心理士
	木村喜久子	NPO 草津手をつなぐ育成会
その他教育委員会が 必要と認める者	庄司 和樹	滋賀県立草津養護学校教頭
	古日山守栄	滋賀県立草津養護学校教諭
	川居 正人	滋賀県立聾話学校教頭
	築山えり子	笠縫小学校長
	森 登世美	新堂中学校長
	宇野 和子	矢倉幼稚園長
	下笠 明子	矢橋ふたばこども園長
	脇坂 幸子	新堂中学校教諭
	山崎 彰子	草津第二小学校教諭
	田中 詩子	新堂中学校 通級指導教室教員
	太田 恵	渋川小学校 通級指導教室教員
	小川 絹子	山田小学校 通級指導教室教員
	三川 千種	南笠東小学校 通級指導教室教員
	安岡 文代	老上中学校 通級指導教室教員
	石本 潤子 清水奈津子 森野 裕美 佐藤 恭子 山田 美紀	草津市ことばの教室指導員
	木戸脇美由紀	専門員
	中村 順子	発達心理相談員
	大西 壘	発達心理相談員
	山下 紀子	発達心理相談員
	里村百合子	発達心理相談員
谷村 悦子	社会福祉士・保育士	

任期 : 平成28年5月1日～平成29年3月31日

草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市障害児就学指導委員会	障害児の適切な就学を図るための施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務および障害児の保護者との相談に関する事務	30人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市障害児就学指導委員会	(1) 学識経験を有する者	教育委員会事務局
	(2) その他教育委員会が必要と認める者	学校教育課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市障害児就学指導委員会	1年

議第19号

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年4月25日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて  
 次の者を、草津市小・中学校結核対策委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会  
 附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会  
 の議決を求める。

記

区分	委嘱する者	備考
保健医療関係者	橋倉 博樹	済生会滋賀県病院 結核専門医師
保健医療関係者	笠井 康史	草津市学校医の代表
学校教育関係者	林 舞	草津市小・中学校養護教諭の代表
関係行政機関の職員	寺尾 敦史	南部健康福祉事務所（草津保健所）の代表

任期 平成28年5月1日 ～ 平成29年3月31日

草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市小・中学校結核対策委員会	小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務	4人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市小・中学校結核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	教育委員会事務局 スポーツ保健課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市小・中学校結核対策委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで

平成28年4月25日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会





報告事項

- (1) 平成28年度監査等実施計画について
- (2) 草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱について
- (3) 草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱について
- (4) 草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱について

監 発 第 7 7 号  
平成28年4月1日



草津市教育委員会教育長 様

草津市代表監査委員

平成28年度監査等実施計画について (通知)

平成28年度監査等実施計画を別紙のとおり決定したので通知します。

# 平成28年度 監査計画

## 1 監査の基本方針

我国の経済については、景気の現状を示す直近の基調判断（平成28年3月）を「このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされている。しかし、個人消費は低迷が続き、景気の回復は足踏み状態となっており、国や地方公共団体を取り巻く財政環境は、依然として厳しい状況にある。

本市の財政状況については、歳入の根幹をなす市税収入の着実な伸びを期待することは難しく、一方、高齢化の進展等に伴う社会福祉関連経費は増加の一途をたどっており、さらに、本格化する大規模プロジェクト事業に伴う公債費や維持管理経費などの将来的な財政負担を考えると、本市の行財政運営はより一層厳しさを増すものと予想される。

平成28年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、公正不偏の立場から、草津市監査委員監査規程に基づき、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織及び運営の合理化に努めているか」、「法令を遵守しているか」を基本的な視点として監査を実施する。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意する。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最小の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 経済性 (Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)という、いわゆる3Eの観点から監査を行う。
- (4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。
- (5) 監査結果や改善措置の状況について、積極的な公表を図る。

## 2 各種監査等の実施方針

### (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、当年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

### (2) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるとき適時実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて実施する。技術的な監査を充実させるため、技術

調査業務を委託する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が合理的かつ効率的に行われているかについて、随時実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認める時に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助を与えている団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

なお、対象年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

(6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正に作成されているかどうかについて審査を行う。

(7) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「平成28年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し市ホームページに公表する。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。(地方自治法第199条第12項)

6 都市監査基準の適用

平成27年度に制定された全国都市監査委員会の都市監査基準が、都市監査基準準則に代わって平成29年4月1日から適用となるため、監査事務処理に関する規程等の見直しを平成28年度中に実施する。

## 平成28年度監査等実施計画表

月	定期監査対象部	定期監査で重点的に監査する機関			その他の監査	決算審査・健全化法審査	例月出納検査
		上旬	中旬	下旬			
4	子ども家庭部 教育委員会	4月下旬に実施 草津第二保育所、常盤幼稚園、笠縫東こども園、志津南小、南笠東小、常盤小、高穂中、老上中					25日 (月)
5	子ども家庭部 教育委員会 まちづくり協働部	5月上旬に実施 玉川幼稚園、矢橋ふたばこども園、矢倉小、市民センター（草津、矢倉、笠縫東、志津南、老上、玉川）					25日 (水)
6	総合政策部 総務部			危機管理課 納税課		↑ 公 営 企 業 会 計 ・ 一 般 特 計 ↓	27日 (月)
7	総合政策部	情報政策課					25日 (月)
8	総合政策部	新田会館					24日 (水)
9	まちづくり協働部 環境経済部	まちづくり協働課 市民交流プラザ 農林水産課			行政監査 (9月上旬～12月下旬) ※全所属対象		30日 (金)
10	健康福祉部 子ども家庭部		障害福祉課 介護保険課 発達支援センター		工事監査		25日 (火)
11	都市計画部	まちなか再生課 交通政策課	開発調整課			25日 (金)	
12	建設部 上下水道部 教育委員会		住宅課 給排水課	生涯学習課		26日 (月)	
1	教育委員会 議会事務局		スポーツ保健課 学校教育課 議事庶務課		財援監査 (指定管理)	25日 (水)	
2	教育委員会		図書館		財援監査 (補助金)	27日 (月)	
3						27日 (月)	

※ 定例議会開会中は事前調査期間とし、原則として定期監査は実施しない。

## 草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱

草津市就学援助費給付要綱（平成16年草津市告示第75号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市の保有する台帳等でその所得及び児童扶養手当の受給状況を確認できる場合で、教育委員会がその確認を行うことについて申請者が承諾しているときは、第1号の書類を省略することができる。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 前条第2号アまたはイに該当することを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

年度 児童生徒就学援助費給付申請書(兼世帯票)					
草津市長宛					
就学援助費を受けたいので下記のとおり申請します。					
提出日 年 月 日					
申請者(保護者) 住所					
氏名 ㊟					
電話番号 ( )					
○ 学校名( ) 小学校・中学校 対象児童・生徒					
ふりがな 氏名	生年月日	学年	前年度受給 の有無	学校確認印	備考
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
○ 上記児童・生徒以外の世帯構成員					
氏名	続柄	生年月日	学校名または職業	備考	
男・女	申請者 本人	年 月 日			
男・女		年 月 日			
男・女		年 月 日			
男・女		年 月 日			
男・女		年 月 日			
男・女		年 月 日			
男・女		年 月 日			
○ 申請理由 (該当する番号・箇所に○をしてください)					
1. 現在、生活保護を受けている。  2. 経済的に困っている。 年1月1日時点で a. 草津市に在住 b. 他市町に在住			現在の居住状況		
			① 持ち家  ② 借家・賃貸アパート等 家賃月額 ( 円) ※共益費、駐車場代などは含みません  ③ 市営・公団住宅 家賃月額 ( 円) ※共益費、駐車場代などは含みません		
裏面に続く →					



口座振替依頼書

草津市会計管理者 宛 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ ㊤

年度就学援助費は、次の口座に振り込まれるよう依頼します。

金融機関名	支店名	口座番号
農協 銀行 信用金庫	本店 支店 出張所	
預金種目	口座名義人(※必ずフリガナを記入)	
普通・当座	フリガナ	
	氏名	

○承諾書および委任状 ※未申告の方は、所得の確認ができないので、必ず確定申告を行ってください

- ① 就学援助費受給資格の審査に伴い、私および同一世帯の所得状況の確認をするために、関係機関(草津市のみ)への照会および台帳の閲覧を行うことを承諾します。
- ② 私は、学校給食費に係る援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。
- ③ 私は、学校徴収金に未納が生じた場合において、就学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ㊤

○その他の承諾事項

私が就学援助費受給者となった場合、草津市がこの申請に係る私の個人情報を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会が行う福祉施策(年末助け合い運動など)の対象者として当該団体に提供することを承諾します。

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ㊤

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市就学援助費給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

草津市就学援助費給付要綱（平成16年草津市告示第75号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市就学援助費給付要綱</p> <p>第5条 援助費の給付を受けようとする者は、児童生徒就学援助費給付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて学校長および教育委員会を通じて市長に申請しなければならない。<u>ただし、市の保有する台帳等でその所得及び児童扶養手当の受給状況を確認できる場合で、教育委員会がその確認を行うことについて申請者が承諾しているときは、第1号の書類を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>前条第2号アまたはイに該当することを証する書類</u></p> <p>(2) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>	<p>○草津市就学援助費給付要綱</p> <p>第5条 援助費の給付を受けようとする者は、児童生徒就学援助費給付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて学校長および教育委員会を通じて市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>前年の所得または収入証明書</u></p> <p>(2) <u>非課税証明書または減免証明書</u></p> <p>(3) <u>児童扶養手当証書</u></p> <p>(4) <u>家賃額を証明する書類</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>

改正後 (案)

様式第1号 (第5条第1項)

年度 児童生徒就学援助費給付申請書(救世帯別)  
 草津市長 宛  
 就学援助費を受けたいので下記のとおり申請します。

提出日 年 月 日

申請者(保護者) 住所  
 氏名 ①  
 電話番号 ( )

○ 学校名( ) 小学校・中学校 対象児童・生徒

ふりがな 氏名	生年月日	学年	前年度受給の有無	学校施設印	備考
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		

○ 上記児童・生徒以外の世帯構成員

氏名	性別	生年月日	学校名または職業	備考
男・女		年 月 日		
男・女		年 月 日		
男・女		年 月 日		
男・女		年 月 日		
男・女		年 月 日		
男・女		年 月 日		

○ 申請理由 (該当する番号・箇所)に○をしてください

1. 現在、生活保護を受けている。	現在の居住状況 ① 持ち家
2. 経済的に困っている。 年1月1日時点で a. 草津市に在住 b. 他市町に在住	② 借家・賃貸アパート等 家賃月額 ( 円) ※非世帯、駐車場代などは含みません ③ 市営・公団住宅 家賃月額 ( 円) ※非世帯、駐車場代などは含みません

裏面に続く

現行

様式第1号 (第5条第1項)

別記様式第1号(第5条第1項関係) 年度 児童生徒就学援助費給付申請書(救世帯別)

草津市長 宛  
 就学援助費を受けたいので下記のとおり申請します。

申請者(保護者) 住所  
 氏名 ①  
 電話番号 ( )

住居の状況  
 ① 持ち家  
 ② 借家・アパート (家賃月 円)  
 ③ 市営・公団住宅 (家賃月 円)

○ ( ) 小・中学校対象児童・生徒

ふりがな 氏名	生年月日	学年	前年度受給の有無	学校施設印	備考
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		
男・女	年 月 日		有・無		

○ 上記児童・生徒以外の世帯構成員

氏名	性別	生年月日	学校名または職業	備考
男・女		年 月 日		
男・女		年 月 日		
男・女		年 月 日		
男・女		年 月 日		
男・女		年 月 日		
男・女		年 月 日		

○ 申請理由 (該当する番号)に○

- 現在、生活保護を受けている。
- 生活保護が停止または廃止された。
- 市民税が非課税または減免された。
- 個人非課税または固定資産税が減免された。
- 国民年金保険料の免除を受けた。
- 国民年金保険料が免除もしくは徴収猶予された。
- 児童扶養手当の支給を受けた。
- 生活福祉資金の貸付を受けた。
- 失業対策事業通格者年報を持つ日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者である。(※具体的に記入)
- その他経済的に困っている。(※具体的に記入)

○ 口座振替依頼書

草津市会計管理者 宛  
 住所 草津市  
 氏名 ①

年度就学援助費は、次の口座に振り込まれるよう依頼します。

金融機関名	支店名	口座番号
農協	本庁	
銀行	支店	
信用金庫	出張所	
預金種目	口座名義人(※必ずフリガナを記入)	
普通・当座		

裏面に続く



改正後（案）	現行
<p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の草津市就学援助費給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。</p>	

## 草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市立小学校または中学校へ就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童または生徒の保護者もしくは特別支援学級に在籍する児童または生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、草津市特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 奨励費の給付対象者は、草津市立小学校または中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童または生徒の保護者もしくは特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者とする。ただし、次に掲げる扶助または援助を受けている者は除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に基づく教育扶助
- (2) 草津市就学援助費給付要綱（平成16年草津市告示第75号）に基づく援助

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる援助の受給者は、次条第8号および第9号に掲げる経費に係る奨励費に限り、給付を受けることができる。

(給付対象経費)

第3条 奨励費の対象となる経費は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 学用品費等 次に掲げる経費

ア 学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験・実習材料費を含む。）の購入にかかる経費をいう。）

イ 通学用品費（小学校の第2学年以上または中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童または生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履きおよび帽子等）の購入にかかる経費をいう。）

- (2) 校外活動等参加費 次に掲げる経費

ア 児童または生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事とし

ての活動（修学旅行を除く。）をいう。イにおいて同じ。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費および見学科

イ 児童または生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通費、宿泊費および見学科

(3) 通学費 児童または生徒が、原則として最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通費（その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車または船舶等）の旅客運賃に限る。）

(4) 修学旅行費 修学旅行（小学校または中学校を通じて、それぞれ1回に限る。）に要する経費のうち修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、旅行業務取扱料金、添乗員経費、しおり代等修学旅行の参加に伴い児童または生徒が均一に負担する経費

(5) 新入学児童生徒学用品費等 小学校または中学校に入学する児童または生徒（年度当初に奨励費給付対象として認定された保護者の児童または生徒に限る。）が通常必要とする学用品および通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履きまたは帽子等）の購入費

(6) 学校給食費 小学校に在学する児童で学校給食を受けている場合の当該学校給食に要する費用

(7) 体育実技用具費 中学校の保健体育の柔道または剣道の授業の実施に必要な用具のうち柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手および垂れをいう。）、剣道着、竹刀および防具袋で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費

(8) 職場実習交通費 中学校の教育計画に基づき、学校長の管理のもとに学校以外の事業所等において、職業教育のための現場（職場）実習に参加する場合の交通費

(9) 交流学习交通費 児童または生徒が学校教育の一環として、特別支援学校または他の小・中学校の特別支援学級の児童または生徒等とともに集団活動を行う交流および共同学習に参加する場合の交通費

（奨励費の額）

第4条 前条各号に掲げる給付対象経費に係る奨励費の額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文科大臣裁



定)に基づき、毎年度国が示す額の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を給付する。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1号の収入額が同号の需要額の2.5倍未満の場合 前条第3号、第8号および第9号に掲げる経費の全額ならびに前条第1号、第2号および第4号から第7号までに掲げる経費の半額
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1号の収入額が同号の需要額の2.5倍以上の場合 前条第3号、第8号および第9号に掲げる経費の半額

(給付の申請)

第5条 奨励費の給付を受けようとする者は、年度ごとに市長が指定する期日までに、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(別記様式第1号)に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて学校長および教育委員会を通じて市長に申請しなければならない。ただし、市の保有する台帳等でその所得および児童扶養手当の受給状況を確認できる場合で、教育委員会がその確認を行うことについて申請者が承諾しているときは、第1号の書類を省略することができる。

- (1) 収入に関する市町村長の証明書
- (2) 第3条第3号に係る奨励費の給付を受けるに当たっては、購入した定期券等の写し
- (3) 第3条第7号に係る奨励費の給付を受けるに当たっては、当該用具を購入したことまたは購入することを証する学校長の証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、奨励費の給付を決定し、その旨を特別支援教育就学奨励費給付決定通知書(別記様式第2号)により学校長を通じ、申請者に通知するものとする。

(給付期間)

第7条 奨励費の給付期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 給付期間の途中において給付の決定を受けた者は、当該決定を受けた日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たるときは、その月)から給付を受けるものとする。

(給付の中止)

第8条 給付期間の途中において、受給者または当該受給に係る児童または生徒が次の各号のいずれかに該当したときは、給付を中止するものとする。

- (1) 受給者が奨励費の給付を辞退したとき。
- (2) 児童または生徒が死亡したとき。
- (3) 児童または生徒が草津市立小学校または中学校以外の学校へ転学したとき。
- (4) 生活保護法に基づく教育扶助の受給者または草津市就学援助費給付要綱に基づく被援助者となったとき。
- (5) 虚偽の申請により給付を受けていることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が給付の中止を必要と認めたとき。

2 市長は、前項第5号に該当する場合にあっては、既に給付した奨励費の全部または一部の返還を命じなければならない。

3 市長は、第1項第4号または第6号に該当することにより奨励費の給付を中止したときは、その旨を特別支援教育就学奨励費給付中止通知書(別記様式第3号)により学校長を通じ、当該受給者に通知するものとする。

4 給付期間の途中において給付の中止の決定を受けた者は、当該決定を受けた日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たるときは、その月)からの給付を受けることができないものとする。

(給付の方法)

第9条 奨励費の給付は、保護者からの委任に基づき学校長を代理受領者として支払うものとし、学校長は速やかに保護者に支給するものとする。ただし、学校長から依頼があったときは、保護者の指定する預金口座に振り込むことができるものとする。

2 奨励費の給付は、4月分から9月分を10月に、10月分から3月分を3月に行うものとする。

(報告)

第10条 学校長は、奨励費の給付を受けている児童または生徒が年度の途中において第8条第1項各号のいずれかに該当したときは、直ちに市長へ報告するものとする。

(書類の整備)

第11条 学校長は、奨励費の給付状況を明らかにするため、特別支援教育就学奨励費

個人別支給台帳・領収書（別記様式第4号）を備え、給付事務終了後、保護者からの受領印を徴し年度末に市長へ提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励費の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正  
する要綱

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱（平成22年草津市教育  
委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ず  
つ繰り上げる。

付 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部改正（平成22年教育委員会告示第15号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第4条（略） （組織）</p> <p>第5条 実施会議は、次に掲げる者を委員とし、組織する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）生涯学習課長</p> <p>（5）スポーツ保健課長</p> <p>（6）文化財保護課長</p> <p>（7）図書館長</p> <p>（8）学校教育課長</p> <p>（9）学校政策推進課長</p> <p>2～4（略）</p> <p>第6条～第8条（略）</p> <p>付 則</p> <p><u>この要綱は、平成28年4月20日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条（略） （組織）</p> <p>第5条 実施会議は、次に掲げる者を委員とし、組織する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）開校準備室長</p> <p>（5）生涯学習課長</p> <p>（6）スポーツ保健課長</p> <p>（7）文化財保護課長</p> <p>（8）図書館長</p> <p>（9）学校教育課長</p> <p>（10）学校政策推進課長</p> <p>2～4（略）</p> <p>第6条～第8条（略）</p>